

令和6年能登半島地震で被災された農林漁業団体の皆さまへ

特例業務負担金の納期限の延長後の 納期限指定等のお知らせについて

1月1日に発生した能登半島地震においては甚大な被害が発生しており、犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表するとともに、被災されたすべての方々に衷心よりお見舞い申し上げます。

当共済組合では、特例業務負担金の納期限の延長をしてまいりましたが、今般、厚生年金保険の取扱いが定められたことに準じて、次のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせします。

- 令和6年能登半島地震により被災した次の対象地域に所在地を有する農林漁業団体におかれましては、令和6年1月1日以降に納期限が到来する特例業務負担金の納期限を令和6年7月31日とします。

都道府県名	指定地域
富山県	富山県
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町

(参考) 引き続き納期限の延長措置が適用される地域

都道府県名	指定地域
石川県	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

《この件に関するお問合せ先》

農林漁業団体職員共済組合（農林年金）業務部管理徴収課
〒101-8580 東京都台東区秋葉原2番3号
電話：03-6260-7808 FAX：03-6260-7819